

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：産業労働局】

機関名称	東京都中小企業調停審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	中小企業団体の組織に関する法律第81条、中小企業等協同組合法第9条の2の2、 中小企業者の事業活動の調整に関する法律第5条及び第6条、東京都中小企業調停
設置年月日	昭和33年7月1日
機関の目的 ・ 所掌内容	・ 組合協約に関する重要事項の調査審議 ・ 事業協同組合と取引事業者との団体協約につき斡旋、調停の場合の審議等
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	非公開
会議 非公開理由	個別当事者の取引条件や企業の事業活動に関する情報を保護するため
議事録公開	非公開
議事録 非公開理由	個別当事者の取引条件や企業の事業活動に関する情報を保護するため
備考	－
HPのURL	－
問い合わせ先	産業労働局商工部調整課 電話番号：03-5320-4759 FAX番号：03-5388-1461